

令和2年1月31日

「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」
(令和元年度) 事務局 御中

一般社団法人 信託協会

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》
～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～（案）に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～
 (2019/12/20公表) に関する意見

No.	該当箇所	意見等
1	問1-1	国内の上場株式以外の他の資産にスチュワードシップ・コードの適用を拡大することは、インベストメント・チェーン全体の高度化につながるものと評価しており、強制適用を求めるものでなく、機関投資家の判断に委ねられている点についても適当と考える。これまで国内の上場株式を前提にスチュワードシップ・コードの議論を深めてきたという経緯もあり、現時点においては、国内の上場株式と同じ水準で原則を実施することが難しい資産もあることから、「可能である」という表現により、コンプライが目的化されない点についても好ましいものとする。
2	問2	ESGの考慮に基づきエンゲージメントや投資判断を行うことは、投資先企業の持続的な成長を促し、投資パフォーマンスの向上を実現するだけでなく、ひいてはより安心して豊かな社会の実現に繋がっていくものとする。スチュワードシップ・コードに盛り込むことについては賛同する。一方、ESGのプロセスについては、機関投資家毎の工夫や判断に委ねることが望ましいと考える。
3	問3	スチュワードシップ・コード改訂案に、アセットオーナーによるスチュワードシップ活動への参加を後押しする内容が規定されたことを評価している。信託業界としては、アセットオーナーの皆さまと企業年金制度の歴史をともに歩んだものとして、引き続き、側面的ではあるが、企業年金のスチュワードシップ活動の取組みへの支援を続けてまいりたいと考えている。
4	問5-2	信託業界は、企業年金制度のいわゆる総幹事業務（掛金の集配事務ほか）は、コード改訂案の原則8にある「機関投資家向けサービス」に該当せず、指針8-1にある利益相反は生じないと考えている。本コード改訂案では、原則8における機関投資家向けサービスの範囲は明確にされていないが、各原則の適用は「プリンシプルベース・アプローチ」であり、原則8についても、機関投資家に対する様々な役務の提供主体が、自らの提供役務について、機関投資家の実効的なスチュワードシップ活動との関係性を評価し、それぞれの適切な判断の下で、スチュワードシップ・コードの趣旨・精神に沿った対応を進めることを求めている、という理解でよいか。

以上